

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月21日
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	井上 靖
	連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	S - MMF（スーパー・マネー・マネージメント・ ファンド）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限10兆円
【縦覧に供する場所】	該当ありません

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年1月22日に届出済みの有価証券届出書について、記載内容の訂正を行う事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部\_\_は訂正部分を示します。

## 表紙

事務連絡者氏名

&lt;訂正前&gt;

荻久保 育子

&lt;訂正後&gt;

井上 靖

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

&lt;ファンドの特色&gt;

&lt;訂正前&gt;

1

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、元本の安全性に配慮しつつ、安定した収益の確保をめざします。

以下の厳格な投資制限を設けることで、元本の安全性に配慮します。

## 投資対象資産の格付けについての制限

原則として、投資対象とする資産は、取得時において2社以上の指定格付機関<sup>1</sup>より次の格付けを取得しているものに限り、

**長期格付け：A3/A - 格相当以上 または 短期格付け：P-2/A-2 格相当以上**

## 1 当ファンドが採用する指定格付機関

ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)、格付投資情報センター (R&I)、日本格付研究所 (JCR)

- ・わが国の国債および政府保証債等は上記制限の対象外です。
- ・1社の指定格付機関からのみ格付けを取得しているもの、もしくは格付けを取得していないものについては、委託会社が上記と同等の信用度を有すると判断したものに限り、投資することができます。
- ・3社以上の指定格付機関から格付けを取得している場合は、低位2社の格付けを基準にします（取引期間が5営業日以内のコール・ローンにより運用する場合を除きます）。

(略)

&lt;訂正後&gt;

1

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、元本の安全性に配慮しつつ、安定した収益の確保をめざします。

以下の厳格な投資制限を設けることで、元本の安全性に配慮します。

### 投資対象資産の格付け<sup>(注)</sup>についての制限

原則として、投資対象とする資産は、取得時において2社以上の指定格付機関<sup>1</sup><sup>(注)</sup>より次の格付けを取得しているものに限り、

**長期格付け：A3/A - 格相当以上 または 短期格付け：P-2/A-2 格相当以上**

- 1 当ファンドが採用する指定格付機関  
ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）
- ・わが国の国債および政府保証債等は上記制限の対象外です。
- ・1社の指定格付機関からのみ格付けを取得しているもの、もしくは格付けを取得していないものについては、委託会社が上記と同等の信用度を有すると判断したものに限り、投資することができます。
- ・3社以上の指定格付機関から格付けを取得している場合は、低位2社の格付けを基準にします（取引期間が5営業日以内のコール・ローンにより運用する場合があります）。

(注) 指定格付機関制度が廃止され平成23年1月1日より信用格付業者制度に移行されることにより、平成23年1月1日に指定格付機関を信用格付業者等に変更する等の約款変更を行う予定です。それに伴い、平成23年1月1日以降、「指定格付機関」は「信用格付業者等」に、「格付け」は「信用格付」に変更となる予定です。（＜ファンドの特色＞において同じ。）

（略）

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

<訂正前>

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。  
内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。  
わが国の国債証券、政府保証付債券および政府または日本銀行が保証する取引等（以下「国債等」といいます。）以外の資産で投資することができるものは、受託会社におけるオーバーナイトの指定金銭信託を除き、取得時において2社以上の指定格付機関からA3格もしくはA-格相当以上の長期格付またはP-2格もしくはA-2格相当以上の短期格付を取得しているもの、また1社の指定格付機関からのみ格付を取得している場合もしくは格付を取得していない場合には、取得時において委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものに限り、なお、3社以上の指定格付機関より格付を取得している場合は、取引期間が5営業日以内のコール・ローンにより運用する場合があります、当該格付のうち低位2社の格付を基準にします（下記(5)投資制限において同じ。）。

（略）

<訂正後>

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。  
内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。  
わが国の国債証券、政府保証付債券および政府または日本銀行が保証する取引等（以下「国債等」といいます。）以外の資産で投資することができるものは、受託会社におけるオーバーナイトの指定金銭信託を除き、取得時において2社以上の指定格付機関<sup>(注)</sup>からA3格もしくはA-格相当以上の長期格付<sup>(注)</sup>またはP-2格もしくはA-2格相当以上の短期格付を取得しているもの、また1社の指定格付機関からのみ格付を取得している場合もしくは格付を取得していない場合には、取得時において委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものに限り、なお、3社以上の指定格付機関より格付を取得している場合は、取引期間が5営業日以内のコール・ローンにより運用する場合があります、当該格付のうち低位2社の格付を基準にします（下記(5)投資制限において同じ。）。

（略）

(注) 平成23年1月1日以降、「指定格付機関」は「信用格付業者等」に、「格付」は「信用格付」に変更となる予定です。（(1)投資方針において同じ。）

### (5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

<訂正前>

同一法人等が発行したもしくは取り扱う投資対象資産（国債等および受託会社におけるオーバーナイトの指定金銭信託を除きます。下記において同じ。）への投資の合計額は、2社以上の

指定格付機関からA a 3格もしくはA A - 格相当以上の長期格付またはP - 1格もしくはA - 1格相当の短期格付を取得しているものについては、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(略)

<訂正後>

同一法人等が発行したもしくは取り扱う投資対象資産(国債等および受託会社におけるオーバーナイトの指定金銭信託を除きます。下記において同じ。)への投資の合計額は、2社以上の指定格付機関<sup>(注)</sup>からA a 3格もしくはA A - 格相当以上の長期格付<sup>(注)</sup>またはP - 1格もしくはA - 1格相当の短期格付を取得しているものについては、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(注)平成23年1月1日以降、「指定格付機関」は「信用格付業者等」に、「格付」は「信用格付」に変更となる予定です。(およびにおいて同じ。)

(略)